

## 亶理町とヤマト運輸株式会社との地域包括連携協定書

亶理町（以下「甲」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、次のとおり地域包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用し、協業して、次条に規定する事項（以下「連携事項」という。）を推進し、一層の地域の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し、かつ、協力するものとする。

- (1) 観光振興に関すること
- (2) 地産地消の販路拡大に関すること
- (3) 地域の安心・安全に関すること
- (4) 高齢者支援・障がい者支援に関すること
- (5) 災害対策に関すること
- (6) 環境対策に関すること
- (7) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、本協定の内容の変更を相手方に申し出ることができる。この場合においては、その都度甲乙協議の上、本協定について必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、同一条件をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定を解約しようとするときは、その解約しようとする日の1月前までにその旨を書面により相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

### （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項に関し協議の必要が生じたとき又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名（又は記名押印）の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 6月 1日

甲 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町長

山田周伸

乙 宮城県仙台市宮城野区扇町7丁目4-25  
ヤマト運輸株式会社 新宮城主管支店

主管支店長

妹尾真一